

大友氏の戦国大名化

若 杉 昌 昭

はじめに

本稿は私の卒業論文の一部である。大友氏が守護大名から戦国大名へと成長する要因をみようとしたものである。あれから十六年、大友氏に関する刊行史料は数をかぞえ、豊後大友氏の研究は先輩諸氏の努力で一段と進歩してきた。最近は「大分の歴史」の刊行により、さらに一般化している。このような情勢の中で、敢て拙稿を発表するのは汗顏の至りであるが、これを大友氏の研究を進めていく契機としていたい。先輩諸氏の御教示を仰ぐ所存である。

【長子単独相続への移行】

大友氏が単独相続に移るのは、六代貞宗からで（正慶一・一三三三年三月十三日）、その譲状には「豊後国守護職付五職并所領等相模國大友庄同三浦長坂郷上野国利根庄以下國々處々所領所職等者以子息千代松丸為家嫡悉所讓与也（中略）於庶子等者家督千代松丸相計之可加扶持也（中略）庶子等背家督之命存異議者可為不孝輩（後略）^[1]」とあり、貞宗の所領所職は全て千代松丸（氏泰）に譲られ、庶子は全て千代松丸が扶持を加え、庶子の中で家督の命に背く者があれば不孝にするというのである。このように、鎌倉時代のごく末期になって大友氏は分割相続がくずれている。単独相続になれば、当然惣領家と庶子家との対立がおこってくる。時あたかも中央では、尊氏が天皇に叛き（一三三六年）南北朝の動乱が始まる。大友惣領家は尊氏に応じたが、貞順、氏宗等の庶子は惣領家に反逆して南朝方にについている。南北朝の動乱は、惣領を中心に団結しようとする方向と、

庶子家が自由に発展しようとする方向とが激しく爆発した形であり、在地領主層もそのような動きを示していく。この動乱期は六代貞宗、七代氏泰、八代氏時、九代氏継、十代親世までの間である。家督を兄（氏泰）弟（氏時）兄（氏継）弟（親世）と兄弟で継いでいるが、単独相続の不満を抑える手段であったのであろう。

しかし、南北朝の争乱期も終りに近づき、一族内の矛盾対立が一応出尽すと、各氏族ともに他の諸豪族に対抗するため惣領家を中心に一族が強い団結を持つようになる。惣領家の権力はこの時期に著しく強化され、庶子は惣領の家臣として忠勤を勵むようになった。しかしながら、独立した庶子家の連合に単独では対抗しえない状態にあった。殊に地方豪族として成長してきた小領主にあっても、支配領域の拡大と共に治下の国人層をおさえる必要がおこってきた。盛り上ってきた中小名主層の動きにも対応しなければならない。ここに惣領は庶流の支持を求め、庶流も惣領を中心として一族的結合をなす事を得策とした。⁽²⁾

このようにして大友氏も、志賀氏、田北氏、戸次氏の如く惣領に求心的な動きを示す庶子家が出てくるが、田原氏、詫摩氏の如く、遠心的な動きを示すものもあり、守護大名大友氏はこれら庶家の上に立っていた。こういう不安定な立場であるから幕府の支持が必要になってくる。将軍義詮は延文四（一三五九）年惣領家に限り「大友」姓を使用させ、庶子家が大友名字を称することを禁止しているが幕府に大きく依存している事がわかる。⁽³⁾

南北朝動乱後の系図をみると、十代親世のあとは九代氏継の子親著が十一代になり、それ以後は十二代に親世系の持直、十三代に氏継系の親綱、十四代に親世系親隆、十五代に氏継系親繁と親世、氏継の流れを汲む者が交互に家督になっている。渡辺澄夫氏はこのような現象を「氏継、親世兄弟の頃から嫡子単独相続に原因する嫡庶の分裂を克服する手段として兄弟で一定期間家督を継承し、その子孫が交互に立つ」という契約ができたらしい。そしてこの交立の契約は十五代親繁の時まで守られているようである。そしてこの過程（幕府がそれぞれの代のかわる度に守護職を安堵している一筆者）をみると、交立の条件を提示したのはおそらく室町幕府かと思われ、幕府の惣領職指名を安堵によって辛うじて内訌を喰い止め得たとするのが実情ではあるまいが⁽⁴⁾とされている。幕府に依存しなければならない守護大名としての弱さを感じられる。

ところが、十五代親繁は文明八（一四七六）年家督を長子政親に譲り、文明十六（一四八四）年さらにその子親豊（義右）に譲っている。^[6]応仁、文明期になつて即ち幕府の権威が落ちた時になつてこういう事ができるのは、大友氏が内部においてある程度力を持つようになつたのではあるまい。しかし、政親、義右の不和がおこり、^[7]義右が父政親に殺された後、政親の弟親治が家督を継ぎ、親治は明応七（一四九八）年にその子五郎（義長）を家督に定めている。^[8]そしてこの後、義鑑（二十代）、義鎮（二十一代）、義統（二十二代）と長子単独相続が確立する。長子単独相続になると、庶子は惣領の扶持を受け、家臣となるか養子等で他の家を継ぐようになるが、十八代親治の二男元載は分家の戸次氏の養子、十九代義長の二男重治は肥後の菊池氏の養子、二十代義鑑の末子靖英は大内家を継ぎ、二十一代義鎮の二男親家は田原家を継いだ。

このように、家督相続上からみると、長子単独相続が可能になつた親治、義長の時代から戦国大名に転化したものと思われる。

では次に長子単独相続を可能にしたのは、大友惣領家が独自の力を備えてきたのであろうが、その要因をみてみる。

〔〕直属家臣団加判衆の成立

前でみた如く守護大名大友氏は、室町幕府の権威の失遂と共に、いよいよ自力で領国を支配していかねばならなかつた。そのためには直属の家臣団を編成していかねばならない。

史料に「老中」という言葉が初めて出てくるのは、大友政親が田原親宗にあてた書状の中である。^[10]この文書は十月十二日の日付となつていてるが年代はわからない。これの大体の見当をつけてみると、政親が文明九（一四七七）年六月將軍義政から豊後、筑後の守護職と筑前肥前の本所当知行所を安堵された時から、明応三（一四九四）年田原親宗が大友材親（義右）に反して討たれた時までのことである。即ち一四七七年から一四九四年までの十七年の間に大友政親が「老中」という言葉を使っている。これは大友氏が自分の直臣家臣というものを持ち、それを使うという意識の表れであり、分国大名としての性格をあら

わすものとして重要な契機であると思う。前の節で、今までには交互に家督を継いでいたのが、政親の時になり、今までのしきたりを破つてその長子義右に家督が受け継がれていることを述べたが、こういうことができるのは、ある程度内部組織が充実したことであり、大友氏が「老中」という直臣団を持つという意識のもとで行われたと言えるのではなかろうか。

こうして政親の時代に大友氏の評定衆ともいえるべき「老中」なる家臣団がでてくるのである。一つの側面ではあるが、政親の時に戦国大名へと成長するきびしさが「老中」という直臣団を構成することにあらわれてくるのである。これが、政親、義右の不和を経て、親治、義長の代になるとはつきり位置づけられてくる。即ち、永正十二（一五一五）年大友義長の条々には¹³、「年寄衆常亦在宅不可然候式日者無懈怠可有相談之事付四已前以出頭七以後」とでてくるように、何時出頭、何時帰宅と¹⁴小さいところまで規定されており、評定衆としての「年寄衆」の重要性が知れる。又、「老中より巨細可申候」「老中へ申分候」等の言葉からもうかがわれる。政親の代に長子単独相続のできた一つの要因としての「老中」の出現が、右のように「年寄衆」としてはつきり位置づけられた。前の節で、系図よりみて長子単独相続の行われだした親治、義長の頃から戦国大名へと転化したと述べたが、ここで直属家臣団の成立とその位置づけよりも、義長の頃から戦国大名へと転化したと言えるのである。

しかし、このような家臣団が大友政親の時に突然に出現したのではない。時代的にみると建武五（一三三八）年九月に植田大輔房有快なる人物があらわれていうように室町時代の初めから前述のような直臣的な家臣が出ている。そしてその後、次第にその人数を増していく。外山幹夫氏は、これら初期の直属的家臣団を「応永の初期頃から、生石、吉弘、波津久、木村氏等といった大友氏の弱小庶家、又、斎藤氏とか古庄、小田原、永富といった古庄一族のものが出ているが、これら出現当初の者の性格は後の評定衆といったものよりも、むしろ私的な寵臣といった色彩が濃く、分国の行政的な事に参画する公的なものに変わるのは少くとも文明以降のことである。彼等は吉弘氏の例にみる如く小規模で在地性の極めて強い土豪層であったが、これは有力領主を近臣に迎えることによって起こる可能性のある彼等の謀叛を回避せんとの意に出るものであって、たとえ彼

等による一、二の謀叛があつても自己の失脚を決定ならしめる事なく分国内での主導権を維持せんが為になした事と思われる。¹⁷。」といわれている。

以上述べてきたように、守護大名当時すでに成立していたこれら近臣が、大友政親の時に「老中」と呼ばれ、大友義長の時には、「年寄衆」として位置づけられたのである。

ところで、このような直属家臣団の前身ともいわれるべきものが建武年代に出てきているということは注目すべきことであろう。というのは、大友氏が分割相続から単独相続へと移つたのが前述のように正慶二（一三三三）年で、そのあとわずか五年後のことである。ここに大友氏が封建領主へと進む道が方向づけられ、単に一族だけでなく、他の氏族を含めた支配の行わられる基礎があつたと思う。外山氏の言うように弱い形であるにしろ一応他の氏族まで含めた家臣団編成の崩芽をもつていた。ここに惣領家としての弱さがあると思う。例えば、国東半島に於て地域的の領主にまで成り上がつていた田原氏が「昌香、昌利、正真」なる家臣を構成するのは応永十九（一四一二）年のことである。田原氏が単独相続に転換するのは觀応元（一三五〇）年田原貞広が嫡子氏能に譲与する時からである。単独相続にふみきつてからこのような家臣が出てくるのは、田原氏の場合は実に六二年も後のことである。大友本家と庶家とでは、単独相続に移り変わるのは本家が早く、その後すぐに直臣的な家臣を構成するのに対して、田原氏は本家より遅く単独相続に移り、直臣的な家臣がでてくるのはずっと時間がかかっている。このことは、大友本家と庶子家、大友庶子家とその小庶子との二つの惣領制的結合の強さというものが、前者と後者とでは違うといふことを意味する。つまり、田原氏においては、強力な地域的の領主に成長し、一族が堅く團結していただために、直臣的な家臣が必要とされなかつたのではなかろうか。それとともに、直臣的な家臣が現れるのが遅れたのは、田原氏自身が大友本家を破つて分国支配を行おうという意識がでていなかつたためではなかろうか。つまり、大友本家の持つていた視野と田原氏のそれとではその広さが違つており、ここにその差が現われたと思われる。後になって田原氏の叛乱が起つてゐることよりみると、地域的領主にまで成長した田原氏が、それ以上のものにまで成長しようとする表れであると思うが、田原氏がこのことに気付いた時には

すでに大友本家は地盤を堅めていたのであり、田原氏の叛乱は成功しなかつたのであろう。本家と田原氏の意識の違いがこのような家臣団の出現の早い遅いとなつて現れてくるのではなかろうか。勿論、大友本家は守護として幕府から認められているものであり、この守護としての公的な性格が大きくなるを言つてはいるのではなかろう。

このようにして直臣団を編成した大友氏の命令がどのような形で伝えられるのかを領地宛行でみてみよう。次の史料は大友政親が三代主税助に領地を預けるというのである。

(花押) (大友政親)

緒方庄之内式拾貰分坪付別紙有之事預置候、可被知行候也、

文明十五年癸卯三月廿二日

三代主税助殿

⑧

緒方庄之内廿貫分坪付別紙有之事任 御判之旨可被打渡三代主税助之由被仰出候恐々謹言、

三月廿二日

(本庄伊賀守) 繁貞 (花押)

文明十五年卯癸

(久保播磨守) 繁貞 (花押)

(上野藏人) 千利貞 (花押)

(花押)

政所殿

◎

緒方庄之内式十貫分坪付有之事任御判御奉書之旨打渡候可有知行候恐々謹言、

四月廿二日（齊藤繁利）（花押）

三代主税助殿

① 坪付

一所原尻名之内
一所十貫分

德丸名之内

歳野屋敷

一所七貫分

一所三貫分

都合二十貫

桑木屋敷

浮免井二市屋敷
十一ヶ所毎年定得

文明十五年癸卯四月廿二日

（首藤大膳亮）
重泰（花押）
（佐藤掃部助）
利氏（花押）

Ⓐでみると如く分国主である大友政親が、先ず直接に本人に宛てその旨をしるした文書を発する。次に①文書の如く大友氏の家臣（後になると加判衆と呼ばれるもの）が庄の政所役人に政親の命を伝える。すると②でみように政所役人が本人宛に政親の命を伝えるのである。その時に①文書のように坪付の形をとっている。こうして大友氏の命は伝わる。

このような直属家臣団は、史料中には「老中」「年寄共」「宿老」²²¹と表われるが、大友義長の時「年寄衆」として成立するのは前に述べた。この「年寄衆」が次の大友義鑑の時に「加判衆」²²²として重要な位置を占めた。この「加判衆」は大友氏の家臣団の最上部にあるもので、彼等が大友氏の命令を伝えたり、遵行状を発給したりする。また「加判衆」が職務を実施する際には、「方分」と称する分担をなしていた。「加判衆」の「方分」については、芥川竜男氏が調べられている。²²³大友義長条々によるとこれら構成は六人より成っており、三人を同紋衆、他の三人を他姓の者より採用するようにしている。これで注目すべきは、家臣団編成に当つて、同紋衆だけの独占はできなかつたことである。はつきりと三人ずつに分けてあるのは、この

時にあって他姓のものを無視できなかつたからであろう。

大友氏はこのようにして家臣団を直属せしめていくのであるが、この構成は大友氏に求心的な動きを示すものが中心であり、田原氏は筑後の代官職を与えられている。⁽²⁶⁾このことは反大友の有力領主を遠隔地に移すことによつてその力を削減しようとする大友氏の一つの政策であろう。田原氏への対策はもう一つ、義鎮、義統の時になつてであるが、田原本家よりその小庶子を重んずることにより、本家をおさえようとする。⁽²⁷⁾つまり、小庶子の一人である田原紹忍がでてきて本家をしのぐようになり、大友氏の加判衆の一人として活躍しているのである。⁽²⁸⁾

しかし、義鑑の時に定められた加判衆も、その構成人物を拾つてみると、植田、佐保、宇野、本庄、上野、岐部、重吉、大津留、小原、寒田、小田原、津久見、小佐井、市河等の大友一族以外の者の名前が、大友義鎮、義統の時代にはほとんどみられず、志賀、戸次、田北、入田、一万田、吉岡、臼杵、田原、吉弘、木付等の大友一族のものが占めているのが知られる。橋本操六氏は、この家臣団の構成の変遷を次のように五つの時代に分けていいる。⁽²⁹⁾

- (1) 文明、長享、延徳、明応年間にあつては、連署者は四名から六名の型をとり、このような変化は、(イ) 大友家に関する事件の発生、(ロ) 対象身分の高低、(ハ) 再度の命を受け奉ると考へられ、
- (2) 文亀、永正年間では、連署者は三名から五名の型をとり、しかもそれは不規則に変化する。その変化の過程で着目すべきことは、朽綱親満の乱(永正一三年(1516))を契機にして、国衆の力をおさえて同紋衆が中心勢力として台頭する事実があることを指摘し、

- (3) 大永、享禄年間では、三人から四人の型をとり、前代に比して同紋衆の力はさらに増大する傾向をとり、佐伯惟治の乱(大永七年(1527))はその傾向を助長するものとされ、
- (4) 天文、弘治年間においては、同紋衆と国衆の比は明応から永正年間の逆にひとしくなり、同紋衆の勢力が圧倒的となる。連署者は三人から五人の型である。

(5) 永禄・元亀・天正年間では、三名から五名の型をとるが、五名の型は僅少になり、全体としては三名の型が多い傾向をとり、大友氏の衰退期を物語るごとくであり、いみじくも大友氏の守護一守護大名一衰退の側面を示しているといえよう。」

このように、大友氏が分国を支配していくには直属の家臣団の編成が重要な条件であった。

また、この加判衆の下で実際の施策遂行にあたる行政的な組織として奉行がある。芥川氏によると次のようなものがあげられる。²⁹⁾

社（社家）奉行

正式には「我家申次の職」という。

文安四年（一四四七）法門、寿成

延徳三年（一四五一）市河但馬守親清

永正三年？（一五〇七）実相寺等玉

天文一九年（一五五〇）一万田彈正忠・臼杵四郎左衛門尉（鑑続）・吉岡越前守（長増）・小原四郎左衛門尉（鑑元力）

永禄六年（一五六三）奈多鑑基、などの名がみえる。

寺家奉行

造當奉行

作事奉行

肥後国奉行

志賀安房守親安の名がみえる。

玖珠郡關所奉行

關所奉行
おもろん
椀飯奉行

下郡上総介・同備後守・疋田越前守・志村越後守・葛城山城守の名が見える。

酒奉行

秋岡兵部少輔・得丸尾張守・薬師寺伊豆守の名が見える。

太刀奉行

これは方々より到来の太刀を請取り、到来付遣方々帳に記帳して披露する役である。

判紙奉行

吉良越中入道・野上伯耆入道・石垣大蔵入道・野上越中入道などの名が見える。

待屋奉行

獵場に設置した待屋の奉行である。大友義長の代には、薬師寺右馬助・津久見遠江守の名が見える。

猪鹿奉行

田北内蔵助・臼杵掃部助・小原若狭守・風早権介・薬師寺備後守・板井左京入道・小原加賀入道の名が見える。

狩奉行

筋目分限にかかわらず、能く狩を心得たる者を任命する。臼杵掃部助・寒田紀伊入道の名が見える。」

しかし、この奉行の分析や実証は今後の課題である。

又、戦国大名の政策として、家臣の城下集中策が考えられるが、大友氏の場合はどうであつただろうか。例えば義長条々には「四已前以出頭七以後可有帰宅之事」とあり、上級家臣團は近くに住んでいた事をうかがわせる。しかし、「当家年中行事

日記」によれば、義鎮と家臣の対面は正月朔日の外、毎月一日、十五日にも対面があり、毎月一日、十五日に対面があるということは、まだ家臣の城下集中が行われてないことを示すものであろうし、この点の解明も今後の課題である。

〔三〕 小領主との関係

前節では、いわゆる大友氏の家老職という上部構造から大友氏の戦国大名への移行をみたが、ここでは小領主という下部構造からみてみよう。

小領主層は「一揆」とか「衆中」といった形で結束してくる。大友氏はこういったグループを支配下におくようになる。初めはこのような一揆に対して成敗すべき態度を取つてゐるが、⁽³⁰⁾ 大友親治の時代になると態度が變つてくる。即ち「本一揆之外の百姓等以次可為一揆之由申掠候條無其謂候伺も任前々之旨可有成敗之由可被由候」とあり、「本一揆」の外は成敗するといふのである。この本一揆とは山香郷東西一揆のことであり、大友氏から認知されている。この時代になると興つてくる一揆はそれぞれ思い思いに動き出し、東西一揆は大友氏の支配下に入るのである。この外、義長の時には「上妻郡一揆合衆中」等を支配下に入れている。

では、これら小領主層が大友氏の翼下に入るはどういう訳であるか。それは農民との関係を無視しては考えられないであろう。

反当収量の上昇、灌漑技術の発展、水田二毛作の小経営への普及、水稻品種の多様化、施肥の高度化等といった生産諸力と、それを漸次自己の掌中に把握はじめた事を基礎とする小規模農民経営の発展等により、農村内部の変化、分解が行われてきて農民の勢力が強化されていく。そして農民と小領主層との対立矛盾がますます激しくなつてくると、小領主層は独自の力で自己の権力を保つことができなくなる。⁽³¹⁾ そのために一揆的結合をなさねばならなかつたのである。農民という下からの突き上げと領國主という上からの圧力との間にはさまれて、これら小領主層は自己の生きる道を真剣に考えていくのである。かく

して小領主層は大友氏の支配下に入ることになる。これが前述の如く親治、義長の頃からであり、前節でみた直臣團の編成と共に小領主を把握するということからみても、親治、義長の頃から戦国大名へと転化したものと思われる。

以下時代は下るが、これら小領主層との関係を「四日市切寄衆中」において見てみよう。宇佐郡には、「四日市切寄衆中」という小領主の集団がある。⁽³⁴⁾ これは渡辺一族、つまり渡辺石見守、⁽³⁵⁾ 渡辺市左衛門尉、渡辺三郎右衛門尉、渡辺兵部丞、渡辺縫殿助、⁽³⁶⁾ 渡辺壹岐守等の渡辺氏の「寄合中」と「其外切寄衆中」とからなっている。⁽³⁷⁾ 大友義統から「四日市切寄衆中」に宛てられた知行地をみると五十七町⁽³⁸⁾、百町⁽³⁹⁾、とあるが、これは当時としては大きい。このことからも「四日市切寄衆中」の存在の意義がわかる。それに「四日市切寄衆中」宛になつてているが、実際に届いているのは渡辺石見守となつており、渡辺氏の族的結合の中心（家督）はこの石見守であると思う。大友義統から下作職及び屋敷等を安堵され「給主」としての地位を与えられており、大友氏より認められている。この渡辺氏の族的結合の状態はわからないが、前述の如く石見守が中心となつてているようである。しかしその結合も全部が忠誠を誓っているのではなく、渡辺大善兄弟の如く田原氏（紹忍）から警戒されている者もある。⁽³⁹⁾

ではこの「四日市切寄衆中」と大友氏の一庶子である田原氏との関係はどうであろうか。前に見た如く田原氏は国東半島に於て強力な地域的領主にまで発展していったのであるが、この時代になると大友本家の政策により分家の田原紹忍の勢力が強くなっている。そして「四日市切寄衆中」はこの紹忍とはつきり「与力」関係を結んでいる。⁽⁴⁰⁾ つまり前の時代においては「一族中」⁽⁴¹⁾ という一族の結合と土豪層との擬制的結合状態であったものが、「与力」という上下関係のより明らかな関係を結んでいるのである。同切寄衆中は田原氏（紹忍）より所領安堵、軍功感状等の行政的支配を受けている。但し、裁判の事は「殊下作職裁判之事至可真申候」とあるように芦刈可真なる者に申し付けているところをみると、紹忍の一言で軽く取上げてしまうという独裁的な事はできなかつたようである。こうして紹忍は「四日市切寄衆中」を被官化しているのであるが、その内容を見ると、例えば軍功感状において渡辺氏のそれぞれに對して感状を発しており、⁽⁴²⁾ 渡辺氏各人が卒いる従者に對する感状は、⁽⁴³⁾ の主の上申に応じてその主に出されている。⁽⁴⁴⁾ 又下作職等に於ても渡辺氏の上申をそのまま認めてやるという方法をとつていて⁽⁴⁵⁾ そ

田原氏に反抗的な渡辺大善なる者に対しても下作職を裁判沙汰にする旨を、渡辺氏の家督に申し付けている。このことは、「与力」関係を結んでいても、田原氏の衆中に対する支配の弱さを意味する。

以上のように、弱い関係ではあるが、田原氏は「四日市切寄衆中」を支配していくが、これは田原氏一人の支配でなく、大友氏の意思が通つてくる。つまり、この時代になると紹忍は大友本家の加判衆の一人である。即ち前の時代と異なる点は、田原氏と土豪層との関係までで、大友⁽⁴⁶⁾の力は直接及んでなかつたのが、この時代には、大友氏は渡辺氏の諸士に對して直接感状を発する段階になつてゐるのである。⁽⁴⁷⁾感状を発するに至るには、田原氏（紹忍）の上申があつてからであり、それに基いて大友氏がそれぞれに宛ててゐるのである。⁽⁴⁸⁾こうして、大友氏は田原氏を通じてではあるが「四日市切寄衆中」という小領主層の結束を把握していく。ここに戦国大名へ成長した大友氏の様子が知られる。大友義統は自分の「統」の字を渡辺氏のそれぞれに宛ててゐるが、これは大友氏が足利將軍から字をもらつてゐるのと同じであり、大友氏がこれら小領主を支配する意識のあらわれである。

しかし、ここで注目すべきは、大友氏がこの切寄衆中に対して小田原左京亮なる人物を派遣していることである。⁽⁴⁹⁾そしてこの「四日市切寄奉行」は軍事的な面に於て、即ち「四日市切寄衆中」の軍事的指揮者ようである。⁽⁵⁰⁾このような人物は他にも大神中務少輔なる者もいる。⁽⁵¹⁾

以上をまとめると、

一大友氏の下に直属家臣団である加判衆（田原紹忍）があり、その下に与力関係を結んだ小領主の結束（四日市切寄衆中）があるという支配関係があり、大友氏は田原氏の上申により直接「四日市切寄衆中」に命令を発している。

二田原氏（紹忍）はこの「衆中」と「与力」関係を結び上下の関係がはつきりしている。そして軍功感状、所領安堵等の行政的な役割を果しており、裁判という司法面は他の者に申し付けている。

三「四日市切寄衆中」には、大友氏より派遣された「四日市切寄奉行」なる者がおり、これが「衆中」の軍事的指揮者のよう

である。

以上のことからもわかるように、大友氏（義統）の小領主層の把握は、行政的機構と軍事的機構とに分かれているのである。ここに菊池氏のいわれる、寄親、寄子の軍事行政の一貫した支配に比して大友氏の支配構造の違いがあらわてくる。秦政博氏は、大友氏の小武士団の支配を、寄親、寄子という面で説明されているが、大友氏の場合は前述したようにもっと弱い形で小領主層を支配していくようであり、寄親—寄子制まではいかなかつたと思う。大友氏の戦国大名としての弱さを感じる。桑波田興氏もこのことについて、「戦国諸大名領国内に存在した寄親、寄子制的なものは、大友氏領国内に於てはその萌芽的形態は指摘し得るが、制度化されたものとして史料に示されていない。例えば、山香郷東西一揆衆に対する田北氏の関係の如きが発展した場合に『寄騎何人を預け置く』という形式をとるものと考えられる。しかし大友氏においては『如前々今度同陣肝要候』とあるによつても知られる通り、田北氏に對して山香郷東西一揆衆を寄親同心として預け置くまでに至つてない。」「大友氏領国内に於て村落内の有力上層農民の把握は大友氏家臣が彼等を被官、与力化することによつてなされているのであり、寄子同心という形で一括して封建支配關係に組み入れる形式をとらず、個々に被官化、与力化する方式に依つたと考えられる」と述べられているが、右の大友氏—田原氏—四日市切寄衆中の関係をみてもこのように言えるのである。

四 その他の問題

以上、長子単独相続、直属家臣団の成立、小領主の支配の三点から大友氏の戦国大名化をみたが、まだまだ戦国大名化への要因は考えられる。私自身の勉強のため、今後の解説が必要なものがあるので以下メモ的にその要因をあげておく。

○大内氏との関係

義鑑が「西國之事者大内此方大概存知仕候（中略）な尓の大夫事西國尔於て大内此方よ利外ハ不可有之候歟（後略）」⁽⁵⁵⁾と言つてゐるが、義鑑の自信の程を知らざるとともに、大内氏とはいろんな意味で関係があり、大友氏の発展は大内氏との関

係の展開からもある。以下概説的に大内氏との関係を述べてみる。

応永六（一三九九）年大内義弘は和泉の堺で滅ぼされ、義弘の弟盛見がそのあとを継いで豊前・筑前の守護職を与えられるが、この頃から大友氏と大内氏との勢力争いが行わるようになった。筑前国はもともと少弐氏が守護であったことから、大友氏は少弐氏と結んで大内氏と争う。こうして、お互いの勢力争いとお互いの内部での家督争いが重って大友・大内との争いは複雑な様相を示す。それは大内持豊と大友持直、大内持世と大友親綱がそれぞれ提携して大友・大内の内部の争いに対応しているのであるが、これは後の義鎮の時まで尾を引く。そしてこの大友・大内の内部の争いは単に当事者間の関係ではなく、周辺の少弐氏とか、中央の幕府とかに密接な関係があり大友氏だけの狭い動きだけでは理解できないのであるが、大友氏の前途を左右するのは大内氏の動きであった。義鑑の代となって大内義興と和平策をとったが、天文七（一五三八）年三月大内義隆とも和平する。そして各々の内部の充実をはかるのである。天文二十（一五五一）年大内家内部に内乱がおき、義隆が殺されると義鑑の弟晴英が大内氏を継ぎ長年続いた大友・大内の争いは急激に好転した。しかし、その後毛利元就が反乱をおこし大内義長が殺されると、今度は大内氏にかわり、毛利氏との北九州争奪戦が続く。だが、毛利氏の背後で尼子勝久が出雲に侵入した為、毛利氏は尼子氏を破って京都に追放したが、これからは目を東に向け石山本願寺を援け、織田信長と対抗するようになり、北九州から手を引く。これから大友義鎮の地位は不動のものとなり北九州六ヶ国の覇者となつたのである。

○内部対立の解消

前述した大内氏との対立など对外的な事のはかに、大友内部の統一をしなければ分国支配はできない。単独相続に移つてからの家督争い、庶子家対策、同紋、他紋の争いの克服など人との統一の必要があるが、これらについては「大分の歴史」が詳しいのでそちらに譲る。代表的なものをあげておくと、大友氏の両統交立の裏でおこった「三角島の乱」（応永三十二（一四二五年）、政親・義右の対立、朽綱親満の謀叛（永正十三（一五六六年）、大神親照事件（大永二（一五二二年）、佐伯惟治の討伐（大永七（一五二七年）、「氏姓遺恨」事件（享禄三（一五三〇年）、大友二階崩れの変（天文十九（一五五〇年）な

どがあげられる。こういったものを乗り切つて初めて戦国大名として分国支配が可能になる。

一六

○領国経済の確立

戦国大名が分国を完全に支配する為には、経済面での統一が必要になつてくる。これについては芥川龍男氏が「豊後大友氏」の中で次のように判断している。「領国経済」という観点からみると、大友義鑑と左地領主層との間に見られる献上品以外に、商品流通にくみこまれた産物を見出すことができる。すなわち建築用材がそれである。豊田武氏は『中世日本商業史の研究』(一四四頁)の中で、「京都には応永一二年頃宗知禪門なる材木問屋あり、山科家に材木を売つて」おり、「更に文明一〇年頃、御材木問丸孫次郎国弘なるものがあり」彼はその以前「文明六年(一四五七)四月、彼が豊後国からの替錢三百三十余貫内若干分を支払わざして訴えられたことから推せば、彼が材木の產地豊後国と特別な取引関係を結んでいたこと、ひいては京都で消費される建築用材の中に、豊後等の西海方面から輸入されたものも相当な額に上つていたことが推量される」と指摘されておられるのである。

このような豊後国における材木生産を裏づけているのが次記の史料である。

(1) 材木柾取之事申候之処、早々預馳走候、左陣之脇、一段辛劳令悦喜候、同者、急度可持給候、猶、以面可申候、恐々謹言、
(天文十三年)
十月九日
義鑑 在判

小田原三河守殿

(2) 文同右
義鑑 在判

詫摩兵部少輔殿

(3) 門之材木、早速運送祝着候、猶雄城若狹守可申候、恐々謹言、

(年未詳) (十二月廿五日) 義鑑 (花押)

波多備後守殿

(4) 大智寺造営材木之事申候之處、別而馳走之由、乍案中祝着候、猶、以面可申候、恐々謹言
(現大分市内)
(年末詳)

十月廿六日

義鑑 (花押)

岐部能登守殿

以上四点の史料から材木調達の事情を知ることができる。(1)・(2)は材木杣取(伐出し)に関するもので、(1)の小田原三河守は小田原鑑秀のことと、小田原氏は大友家譜代の臣もある。すでに天文五年(一五三六)には筑後に一五町の所領を預置かれているし、直入郡における狩の奉仕を勤仕していることも併せ考えると直入郡から筑後にかけて所領を有していたものであろう。(2)の詫摩氏は大友氏庶家であって、その所領は肥後国内である。このいずれも山間部であって今日でも林業の盛んな地であることは周知のごとくである。(3)・(4)は、(3)は門之材木とあり、義鑑の居城内の建築資材であろう。(4)は文面に明らかなるごとく大智寺造営のためのものである。(3)の波多氏は(4)の岐部氏の縁類であることから、これらの用材は国東半島において産するものであろう。

さらに豊田武氏が前掲の書中で、永禄年間(大友義鎮代)に京都の中村次郎右衛門鎮久が経営していた、豊後国の問職に対して、大友氏が保護を加え、国許との連絡にもこの問職に出入する商人を利用していること。さらに下つて文禄の頃には、速見郡日出浦に問丸浜甚兵衛というものがおり、日出浦出入の船舶を取締り、渡来商人の高利、偽品をいましめ、当宿の吟味をしているなどの事実にふれられている。このような義鑑代から義鎮代にかけての商品流通とそれにともなう商品流通機構の発達は、まさしく領国経済の成立とみなされるのである。

この領国経済成立の指標として、豊田氏は、国内における交通障壁の撤廃・貨幣および度量衡の取締・他領との交通制限乃至禁止などを挙げられ、大友氏の場合は天文年間に分国内の関所を全部撤廃したらしいと述べられている。

前述の幕府への贈答・大友領国内からの調達そして右の状況をみると、大友義鑑の晩年である天文年間にはその領国経済が成立期に入ったといい得るのである。この辺の研究も今後の課題である。

○土地・農民の支配

大友氏の政治史的な面での研究はかなり進んでいるが、社会経済史的な面の解説はまだである。土地、農民を把握しなければ分国大名としての財政も安定しない。この点で先進戦国大名が行つた検地などを大友氏は実施したのであるうか。検地に関する史料は天文十五（一五四六）年義鑑の時期に行つた「高田莊徳丸名扇之内」の史料⁵⁵⁷と、天文二十二年以降義鎮の時代の「佐賀郷之内関」関係四史料の五つの史料がみえる。しかし、これだけの史料では詳細はつかめない。検地の結果の年貢等はどういうだったのであらうか。検地に関する史料が少いところをみると後進地域の豊後では検地は必要でなかつたのであらうか。これからの大友氏の研究はこのような社会経済面での解説が是非必要になつてくる。

○財政の安定

検地や領国経済の確立とも関係するが、財政確立がなければ戦国大名として成り立たない。この点はすでに守護大名時代から、庄、郷に政所を設置して莊園内に食い込んでいる。外山幹夫氏の作られた政所設置地域表をみると、これらの地域と大友氏が地頭職を持つてゐる地域とが一致してゐるところが多く、大友氏はまず地頭職を持つてゐる所から支配を行つていったのである。そして戦国大名になつてからは、檢使（欠所奉行）を設け政所の監督にあたつた。⁵⁶⁰ こう述べると政治的な説明になつてしまふが、こうして莊園からの年貢を確保していくのである。しかし、前節で親治頃より戦国大名への転化が見え始めたと述べたが、財政面より見ると、明応八（一四九九）年の軍役賦課では一反に百文の割で錢を徵収してゐるが、親治の時期はかなり財政は窮乏しており⁶¹、史料を見る限り戦国大名としての強さを感じさせない。財政面では、次の義長、義鑑の代を待たねばならない。また、將軍などへの献上品に「唐衣裳二」「蘇木百斤」「錫瓶一對」などの言葉がみえ、收入の一つに对外貿易が考えられるが、もっと詳しい戦国大名としての経済力の解説が必要である。

以上、長子単独相続への移行、直属家臣團の成立、小領主層の支配等の側面からみればおよそ大友義長の頃から戦国大名へ転化したものと思われる。そして義鑑の地盤がためのあと、⁶⁴義鎮の時代に豊前、豊後、肥前、肥後、筑前、筑後の北九州六ヶ国を支配する戦国大名に成り上る。ここで大友氏の戦国大名としての性格を考えてみると、

(一) 大友氏領国においては、他の先進戦国大名が持っていた分国法が存在してないことである。尤も分国法に当るものとして、大友義長の条々(二五条)、義長の覚(四条)、新義長の条々(三九)、義鑑の条々(十一条)、義鎮の覚(十五条)、義統の条々(二一条)、義統の条々(二九条)⁶⁵といつたものがあるが、これらは主に家臣の統制のみた力を入れたもので、分国法としてはもの足りない。領国をあらゆる側面から法的統制するような強力な分国法が生まれてこなかつたのは、その必要がなかつたのかもしれないが、大友氏の戦国大名としての性格を示すものである。

(二) 前節で加判衆をみたが、この加判衆の勢力は相当なものであった。その一例として「大友二階崩之変」をあげることができる。この事件は義鑑が次の家督を決めるのに、長子五郎(義鎮)のかわりに「甚愛」している三男塙市丸を立てようとして、五郎が別府に湯治に行っているすきに、齊藤播磨守、小佐井大和守、津久見美作守、田口新蔵人等に申しわたしたが、加判衆はこれを入れず、ついに流血事件となり、義鑑は加判衆の一人から重傷を負わされ翌日横死を遂げるという事件である。⁶⁶ただ、この事件は謎が多く真相をつかみにくいが、加判衆の動きを無視できないというところに戦国大名としての弱さを感じる。

(三) 小領主層、いわゆる在地土豪層の支配にしても、前節で述べたように、大友氏が直接自分が握った兵力を預けるといった強力なものでなく、家臣のつかんだものを通して支配していくという緩慢なものであった。

このような弱さが戦国大名としての大友氏にあつたのであり、それが大友義統の時になり、島津の侵略に対し秀吉の力を借りなければその領国を維持できなくなり、又、秀吉の一言により領国を取り上げられてしまうというあっけない最後となる一

因子ではあるまい。秀吉に頼らねばならなかつた一戦国大名と近世的な質的な差がはつきりあらわれてくる。結局、大友氏の戦国大名としての性格は上述のようにいたるところで未熟な不安定な段階であつたと言わねばならない。このことは様々な要因が考えられるであろうが、基本的にはそれを支えていた社会的条件によるものであろう。

尚、前節のその他の問題での課題を解明していくば、更に大友氏の戦国大名としての性格がはつきりしてくるものと思う。これからの大友氏研究の指標としてい。

註

- (1) 増補訂正編年大友史料(五六号)
 - (2) 豊田武著「武士団と村落」P二四九
 - (3) 編年大友史料(一七五号)
 - (4) 大分県地方史二五号
 - (5) 編年大友史料四三二七号
 - (6) 同前(五)七八号
 - (7) 同前(五)一二四号以下
 - (8) 同前(五)二七〇号
 - (9) 同前(十)三号
 - (10) 同前(五)一一五号
 - (11) 同前(四)三七二号
- 「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相統制の問題」

- (12) 同前(五)一八三七一八七号
- (13) 同前(六)三五〇号
- (14) 同前(五)一一五号
- (15) 同前(五)三六四号
- (16) 熊本県史料〔〕P四八七
- (17) ヒストリア十八号
- 守護大名としての大友氏の性格について一家臣団編成過程を中心としてみたる一
統編年大友史料(五)二五号
- (18) 同前(五)二六号
- (19) 同前(五)二七号
- (20) 同前(五)二八号
- (21) 同前(五)二一号
- (22) 大友史料第一集五七号
- (23) 大友史料第一集五七号
- (24) 「研究と評論」 N O 9
(法政大学第二高等学校発行)
- 大友氏家臣団の一考察
- 加判衆の「方分」について—
「法政史学」十五号
- 大友氏家臣団についての一考察

—加判衆考案の問題点—

そして昭和四十七年 新人物往来社から「豊後大友氏」を刊行、大友氏の研究の集大成がなされている。

大友史料一集五七号

続編年大友史料(五)一九〇号

大分県史料(+)のいたるところに田原紹忍は出でている。

豊日史学二七、二八合併号

大友氏奉行人の変遷と時代考証

新人物往来社「豊後大友氏」P一七四以下

大分県史料(+)六七三号

続編年大友史料(六)三二号

同前
六二四四号

P一二二六以下
永原慶二氏著「日本封建社会論」

P一二二六以下

大分県史料(六)二九五号

同前
六二九四号

六二九五号
六二一〇一号

六二九六号
六三〇六号

39 38 37 36 35 34
同前 同前 同前 同前 同前 同前

- (40) 同前八三三三号
(41) 同前十六四五号
(42) 同前八三一二号
(43) 同前八三〇一号、三〇〇三号、三一七号等
(44) 同前八三〇三号
(45) 同前八三一〇号
(46) 同前八二九三以下
(47) 同前八三〇五号
(48) 同前八二九七号その他
(49) 同前八三一五号
(50) 同前八二九九号
(51) 同前八三一五号
(52) 歴史学研究第一六六号
— 戦国大名の権力構造 —
(53) 大分の歴史(4)P七四
(54) 九州大学九州文化史研究所紀要八、九号合併号
— 大友氏家臣団についての一考察 — P七二一・七二三
(55) 続編年大友史料八四一三号
続大友史料P一七四以下

57 増、編年大友史料（十八）三一四号

58 増補訂正編年大友史料

59 外山幹夫氏昭和三八年度広島大学史学研究大会発表

60 同前

61 増、編年大友史料(13)三三三三号

62 同前(13)一七〇号

63 同前(18)一四三(7)

64 義鑑の時に加判衆が成立し、また統編年大友史料(8)の義鑑の時代からその軍功感状が多くなり、国内統一を進めていくことが伺われる。

65 大分の歴史（渡辺澄夫氏）(4)P九二

66 大友史料第一集P二九（別記録）

(
県立大分舞鶴高校勤務)